

附属機関等一覧表

機 関 名	奈良市公民館運営審議会	奈良市清掃業務審議会	奈良市景観審議会	奈良国際文化観光都市建設審議会	奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会	奈良市住居表示審議会
根拠法令等	社会教育法 奈良市公民館条例	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	奈良市附属機関設置条例 なら・まほろば景観まちづくり条例 奈良市景観審議会規則	奈良国際文化観光都市建設審議会条例 都市計画法	奈良市附属機関設置条例 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会規則	奈良市附属機関設置条例 奈良市住居表示審議会規則
任 期	2 年	2 年	2 年	2 年	2 年	2 年
改選時期	平成24年5月12日	平成24年7月20日	平成24年8月2日	平成24年9月30日	平成24年11月20日	平成25年3月31日
担任する事務	館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施についての調査審議に関する事務	一般廃棄物の処理計画、処理業等の許可・更新、処理施設の設置等の許可、指導及び処分、廃棄物の減量・再生及び再利用の推進、廃棄物の処理に伴う公害対策等に関する市長の諮問に対する審議及び答申に関する事務	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務	都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、奈良国際文化観光都市建設法による建設計画及び建設事業、本市のまちづくりについての重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に建議する事務	市立小学校及び中学校の通学区区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務	住居表示に関する法律に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務
関係法令等抜粋	法第30条第1項 公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。	条例第38条 審議会は、学識経験のある者その他の者の中から市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内で組織する。	規則第2条第1・2項 審議会は、委員20人以内及び特別委員若干人で組織する。委員は次の各号に掲げる者のうちから、特別委員は、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく地区指定に関係のある住民のうちから、それぞれ市長が委嘱する。 (2)市議会議員	条例第3条第1・2項 審議会は、委員25人以内で組織する。 委員は、次に掲げる者につき、市長が任命する。 (2)市議会の議員	・規則第2条第1項 検討委員会は、委員20人以内で組織する。 ・規則第3条 委員は次の各号に掲げる者のうちから、臨時委員は当該通学区区域に関係のある者のうちからそれぞれ教育委員会が委嘱する。 (1)市議会議員	規則第2条 審議会は、委員30名以内及び特別委員若干名で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、特別委員は、実施区域に関係のある住民のうちからそれぞれ市長が委嘱若しくは任命する。 (1)市議会議員
	条例第5条第1～3項 奈良市公民館運営審議会の委員の定数は、20人とする。委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。	規則第27条第1・2項 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	規則第2条第3・5項 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。補欠の委員及び特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。	条例第3条第3～5項 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員が公職にあることにより任命された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任したときに委員に任命されたものとする。委員は、非常勤とする。	・規則第3条第2項 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。 ・規則第3条第4項 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の資格を失うものとする。 ・規則第3条第5項 委員の欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	規則第3条第1・3項 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。委員又は特別委員に欠員が生じた場合に委嘱又は任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。
備 考	宮 池 明 山 本 直 子 北 良 晃 (平成22年5月13日委嘱)	三 浦 教 次 高 杉 美根子 山 口 裕 司 (平成22年7月21日委嘱)	樽 谷 佳 男 北 村 拓 哉 大 橋 雪 子 上 原 雋 (平成22年8月3日委嘱)	山 中 益 敏 松 田 末 作 岡 田 佐代子 松 石 聖 一 西 本 守 直 (平成22年10月1日委嘱)	伊 藤 剛 山 口 誠 (平成22年11月21日委嘱)	浅 川 仁 内 藤 智 司 藤 本 孝 幸 森 田 一 成 矢 追 勇 夫 (平成23年4月1日委嘱)
人 数	3 人	3 人	4 人	5 人	2 人	5 人

附属機関等一覧表

機 関 名	奈良市国民健康保険 運営協議会	奈良市青少年問題協議会	奈良市環境審議会	奈良市社会教育委員
根拠法令等	国民健康保険法、同施行令 奈良市国民健康保険条例	地方青少年問題協議会法 奈良市青少年問題協議会条 例、 同施行規則	環境基本法 奈良市環境基本条例 奈良市環境審議会規則	社会教育法 奈良市社会教育委員に関する 条例
任 期	2 年	2 年	2 年	2 年
改選時期	平成25年7月31日	平成25年 月 日	平成25年9月30日	平成24年2月18日
担任する事務	国民健康保険事業の運営に関 する重要事項の審議に関する 事務	青少年の指導、育成、保護及 び矯正に関する総合的施策の 樹立、実施に関する事務	環境基本計画に関する事項の 処理その他の市の環境の保全 と創造に関する基本的事項に ついての調査審議等に関する 事務	社会教育に関する諸計画の 立案、教育委員会の諮問に対 する意見具申、研究調査等、 社会教育に関し教育委員会へ の助言等に関する事務
関係法令等抜粋	条例第2条 国民健康保険運営協議会の 委員の定数は、次の各号に定 めるところによる。 (1)被保険者を代表する委員 6人 (2)保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 6人 (3)公益を代表する委員 6人 (4)被用者保険等保険者を代 表する委員 2人	規則第2条 市長が任命する協議会の委 員は、次に掲げる者とする。 (1)奈良市議会議長、同副議 長、同産業文教委員長及び同 議員のうちから議長が指名す る者3人	規則第2条第1・2項 審議会は、委員20人以内 をもつて組織する。委員は、 次に掲げる者のうちから市長 が委嘱又は任命する。 (2)市議会の議員	法第15条第2項 社会教育委員は、学校教育 及び社会教育の関係者、家庭 教育の向上に資する活動を行 う者並びに学識経験のある者 の中から、教育委員会が委嘱 する。
	国民健康保険法施行令第4条 委員の任期は、2年とす る。ただし、補欠の委員の任 期は、前任者の残任期間とす る。	条例第4条 協議会の委員の任期は、そ れぞれその公職にある期間と し、公職にあることにより任 命された委員以外の委員の任 期は、2年とする。	規則第3条 委員の任期は、2年とす る。ただし、補欠の委員の任 期は、前任者の残任期間とす る。委員が委嘱又は任命され た時における当該職又は資格 を失った場合は、委員を辞し たものとみなす。委員は、再 任されることことができる。	条例第2条 委員の定数は、20人とす る。 委員の任期は、2年とす る。ただし、補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とす る。 委員は、再任されることが できる。
備 考	井 上 昌 弘 池 田 慎 久 植 村 佳 史 高 橋 克 己 中 西 吉日出 (平成23年8月1日委嘱)	酒 井 孝 江 吉 川 等 子 森 岡 弘 之 (平成23年 月 日委嘱) ※平成23年6月13日付推薦	松 岡 克 彦 東久保 耕也 (平成23年10月1日委嘱)	大 坪 宏 通 天 野 秀 治 横 井 雄 一 (平成24年 月 日委嘱) ※平成23年12月5日付推薦
人 数	5 人	3 人	3 人	3 人